

農業委員会だより

田原市農業委員会 / ☎ 23 3519 FAX 22 3817



農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、国民年金に上乘せできる農業者のための公的年金です。経営者だけでなく、夫婦や親子でそろって加入することをお勧めします。

◆長生き時代を支える「終身年金」

女性 は男性よりも5年ほど平均寿命が長いといわれています。終身年金で長い老後に備えましょう。加入には農地の権利名義などが必要ないため、配偶者だけで加入することもできます。

家族経営協定を結べば、保険料の国庫補助を受けることもできます。

◆若いほど有利「政策支援加入」

若いうちは、経営が不安定になりがちのため、月々の保険料の負担感が大きくなりますが、通常の加入要件に加え、認定農業者などの一定の要件を満たせば、保険料

の国庫補助があります。

若いうちに加入するほど国庫補助を受ける期間が長くなります。



◆加入要件は3つ

次の3つの条件を全て満たしている方。

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金の第1号被保険者
- ・20歳以上60歳未満

◆保険料

月2万円から6万7000円の範囲で自由に設定できます。(ただし、国庫補助を受ける期間は月2万円固定)

◆受給開始年齢

・65歳から生涯(60歳からの繰り上げ受給も可能、80歳前に死亡

した場合 は死亡一時金あり)

◆税制上の優遇措置

・保険料は全額「社会保険料控除」の対象

・将来受け取る年金は「公的年金等控除」の対象

【問い合わせ】

▼農業委員会事務局

▼JA愛知みなみ総務課

(☎ 34 0373)

▼農業者年金基金



▲農業者年金基金HP

違反転用を無くしましょう

農地(登記または現況が田畑)を耕作以外の住宅・駐車場などの使い方をしたい場合、農地転用許可が必要です。(市街化区域の場合は届出が必要です。)

◆転用の種類

・農地の所有者が自分で耕作以外の使い方をする場合(農地法第4条)

・農地の所有者以外の者が農地を買ったり借りたりして耕作以外の使い方をする場合(農地法第5条)

◆違反転用に対する措置

手続きをせずに農地転用を行うと、違反転用行為となり、是正の指導、工事停止の勧告、原状回復命令などが行われます。懲役や罰金が科される場合もあります。

農地の周囲の状況によって扱いが異なりますので、農地転用を検討する場合は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

「全国農業新聞」で最新の農業情報を入手しましょう

全国農業新聞は、農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。10月から、「電子版」の発行が開始され、パソコンやスマートフォンからもご覧いただけるようになります。

◆発行 月4回(毎週金曜日)

◆購読料

・700円/月(8400円/年)

※購読者は電子版も閲覧可能

◆申込先

農業委員会事務局で
申込書を記入または全
国農業新聞HPにて



▲全国農業新聞HP